

## みんなの風福祉会 2019年度活動方針

### 1. 事業実施

定款に基づき、事業を実施します。

### 2. 下記の事業を実施します。

① 放課後等デイサービス「風の子クラブ」を運営します。

児童福祉法に基づき、特別支援学級及び特別支援学校に通学する障害児に放課後の活動の場として放課後等デイサービス事業所「風の子クラブ」を提供し、その運営をします。

② 「風舎」を運営します。

障害者総合支援法に基づき、障害のある方たちの働く場・日中活動の場として多機能型「就労継続支援B型と生活介護」事業所「風舎」を提供し、その運営をします。

風舎の利用者やこれから利用を希望する方たちの思いに応えられるよう、将来検討委員会での検討をすすめます。

③ 「風のうた」を運営します。

障害者総合支援法に基づき、重い障害のある方たちの生活を支援する行動援護及び利用者の生活を支える居宅介護の事業所「風のうた」を提供し、その運営をします。

なお、「風のうた」は、障害児・者の日常の移動の支援をする移動支援も提供します。

④ 「みんなの広場」を8月・12月の年2回開催します。

地域に開かれた施設を目指し、また施設の存在を地域にアピールするとともに、障害児・者及び地域の子どもたちに遊ぶ場を提供し、地域の施設として貢献できるよう努めます。

⑤ 会報誌「みんなの風」を年3回発行します。

みんなの広場ニュースの最終号を、広報と広場担当の合作で号外発行します。市民に障害児・者への理解を高めるための啓蒙・啓発をし、障害児・者が地域の中で共に安心して生活していけるよう努めます。

⑥ ボランティアを積極的に受け入れ、障害児・者の理解を深めます。

社会福祉協議会や地域の学校の生徒・学生や近隣の方たちのボランティアを多く受け入れ、共に理解を深め、すみよい街づくりの推進のために努めます。

⑦ 社会福祉法人鴻沼福祉会及び鴻沼福祉会後援会と協力共同の立場にたち、障害児・者の生活向上のための活動及び啓蒙啓発の行事に積極的に参加します。

社会福祉法人鴻沼福祉会及び鴻沼福祉会後援会と共に、地域社会の中で生活する障害のある方たちの生活向上に向けた活動及び啓蒙活動に努めます。

### 3. 法人運営の安定を目指します。

「障害のある方の人としての尊厳と人らしい生活を」めざして

国民すべての人が人としての尊厳を認め合い大切に社会の一員として障害の立場から人としての尊厳の意味や思いを全国の仲間と共に発信し行動していきます。

① 一人の願いを法人みんなのものとしていきます。

利用者のねがいを法人関係者みんなのねがいとして実現できるように努めます。

みんなでかんがえ・みんなではなしあい・みんなでこうどうします。

「理念・りねん」をなかまとともにみんなではなしあい・かんがえていきます。

なかまをまんなかに実践やせいかつを大切にしたいかつどうをしていきます。

なかまと家族・職員で「みんなのねがい」にとりくみます。

② 法人運営の機能強化を図ります。

法人は、障害のある方たちの基本的人権を守り、利用する方たちの安全と安心のできる事業を提供するとともに、障害のある方たちの将来を通して安心できる環境作りに努めます。

1) 理事会の強化

なかま・家族・職員の生活や健康を保障できるように、福祉情勢を学び、運動に参加します。

また、日常の活動を通して、地域の方とのふれあう機会をたくさんもち、障害のある人たちがあたりまえの生活が築けるように努めます。

2) 家族会の活性化

障害のある方を取り巻く情勢や歴史の学習を兼ねた合同家族会を年2回開催するとともに、各施設の家族会が月1回の交流を兼ね、情報の交換やイベントに向けての活動、また、個々の悩みを出し、それぞれの生活が安定できるよう考え、行動しあえる家族会の運営が出来るよう援助していきます。

3) 職員研修の強化

専門職としての職員の実践力を高めるため、研修・学習に力を注ぎます。

③ 利用者の安全・安心を守ります。

事故0をめざします。

各事業所とも、車での移動が日常的に行われています。交通法規をしっかりと学ぶ機会を設け、利用者の安全第一に心がけます。

④ 財政の安定を図ります。

正会員 75 口、賛助会員 1100 口を目標にします。

⑤ 個人情報を守ります。

パソコン等の管理及び災害に対する準備をします。

4. 対行政への要望活動を他団体と連携して行います。

国・県・さいたま市に対して障害児・者および関係者の要望をきょうされん・学童保育連絡協議会・埼玉障害フォーラムと連携して要望活動をしていきます。

きょうされん 40 周年記念映画の上映運動に取り組みます。

5. 行政・学校・医療機関などと密接な関係を持ち、利用者の健康及び生活をサポートします。

さいたま市及び各区役所・各区支援センター・学校・嘱託医・関係事業所等と連携を強

めなかまの生活を支えます。

## 6. 2019年度みんなの風福祉会事業計画

月	法人全体	各グループ	会議等	理事会
4	辞令式 1日(月) 風舎入所式 1日(月) 風の子春休み活動	風の子 放デイ定例会 毎月 指導員会議 毎月	各施設職員会議 毎月1回	
5		きょうされん さいたま市ブロック 事務局会議・定例会 毎月1回	全体職員会議 第週月1回 施設長会議 第週月1回 事務局会議 第週月1回	理事会 25日
6	監事監査 第18回定期総会 22日(土) 風の子子どもまつり	国会請願署名行動 きょうされん埼玉支 部総会 5/12 中央区映画会 6/7	なかまの仕事検討 委員会月1回	理事会 15日
7	会報No.74 発行 風の子夏休み活動			
8	風の子・風舎夏休み みんなの広場 31日	全障研全国大会 8/3.4 (長野)	鴻沼後援会事務局 随時 防災対策委員会 随時	
9	広場合同会報発行		広場実行委員会 随時 広報担当者 随時	理事会 21日
10	中間総括 日 合同家族会 日	きょうされん全国大 会 10/25.26(愛知)	賛助会費担当者 随時	
11	会報No.75 発行			
12	みんなの広場 21日 年末休み(29~31日)			理事会(総括 開始)
1	年始休み(1~3日) 広場合同会報発行	経営管理者研修 「星に語りて」映画会 2/8		
2	実践総括 日 合同家族会 日			理事会 (方針案)
3	会報No.76 発行 次年度事業計画			理事会 (20年度) 活動及び予算

NPO 法人みんなの風福祉会のイベントを利用者・家族会・職員等関係者  
全員で楽しくやりましょう！！

## 風の子クラブ 2019年度活動方針及び事業計画(案)

### 1. 施設の概要

名 称：放課後等デイサービス 風の子クラブ  
所在地：埼玉県さいたま市中央区八王子 4-1-21  
定 員：16名

## 2. 事業の基本方針

特別支援学校・支援学級に通学する障害児童を、放課後等一定時間組織的な活動を進め、障害のある子どもたちが安心して生活できる場所、子どもの発達を保障する場所をめざし、障害のある子どもたちの豊かな放課後を作る実践を進めていきます。

(原則 大宮北特別支援学校通学区域の子どもたちが対象)

### 【活動の柱】

毎日通うことが出来、仲間や指導員がいる安心できる集団の中で育ちあう。ともだちや指導員と一緒に遊びや行事を共有し、たくさんの経験をしながら子どもたち個々の力を高めあう場所。

## 3. 入所者の支援方針

- ① 特別支援学校・支援学級に通学する障害児童に対して、家庭でもない、学校でもない、もうひとつの生活の場を作り、ゆっくりと豊かな放課後を過ごせるように努めます。また、子ども一人ひとりの社会性や自立心を育むとともに、発達や障害に応じた生活支援を計画的に行います。
- ② 異年齢集団としての『全体活動』とともに、年齢により遊びや興味が違うので『学部別活動』や性別や気のある友達同士の『グループ別活動』に取り組み子どもたちに“自分たちが主体となる集団活動”を意識できるように力を入れていきます。
- ③ 子どもたちが主体的に自分にあった遊びを見つけ、集団での遊びの中から友達を意識・模倣し、刺激され力を獲得しながら、ともに楽しむ力を育てます。
- ④好きなこと、得意なことなど、その子らしい豊かな生活作りをめざし、文化的活動、創作活動、音楽活動、社会体験から、一人ひとりのもつ様々な可能性を育てます。
- ⑤ 不安やストレスからくる身体の緊張をほぐし、楽しみながら身体作りをします。
- ⑥ 基本的な生活習慣を身につけます。
- ⑦ 子どもたちの健康管理をするために、日々の健康状態に注意を払い、家族との連携を密に行います。必要に応じ、嘱託医やかかりつけの病院への相談等を行い、仲間の障害・疾病に対し適切な対応をします。

## 4. 指導員の実践能力を高めます

指導員は、子どもたちのおもいに寄り添いながら受けとめていきます。障害児のおかれている環境を理解し、発達や遊びなどの学習を深めます。また、家族支援にも目を向け家族とともに子どもの成長を助けていきます。指導員間で常に検証しあえる関係を作り、職員相互で学習を進めていきます。

## 5. 非常災害対策

非常災害に備え、防災・避難等に関する計画を確認・点検をします。指導員・父母会で共同し、防火管理者を中心にし、定期的に避難・救出・震災対策等必要な訓練を行います。

## 6. 関係機関・団体との連携

- ① 恒常的にボランティアを確保し、その育成に努めます。社会福祉協議会のボランティアとの連携を密にし、特に高校生・大学生のボランティアの確保に力を入れています。
- ② 埼玉県学童保育連絡協議会の障害児ブロックと連携し、実践力を高めます。さいたま市学童連絡協議会と連携を密にし、協力や交流を深めます。全国放課後連埼玉ブロック、埼玉県放課後等デイサービス連絡会に加盟し障害のある子どもたちの豊かな放課後活動の保障をめざし学習・運動に取り組みます。
- ③ 子どもたちの生活や発達等の状況に応じた支援が行えるよう学校や福祉事務所などの関係機関としての協力を強めます。
- ④ 風の子クラブ父母会と連携を密にし、活動を支援しながら子育ての悩みなど共感しあえる関係を深めていく。学習に取り組み子どもの発達・情勢を学び合う。資金作りの活動と一緒に取り組みます。
- ⑤ 社会福祉法人鴻沼福祉会及び鴻沼福祉会後援会と連携を密にし、障害児者の人権と生活の向上に努めます。
- ⑥ 地域の理解と協力を広げ、子どもたちが多くの人の輪の中で楽しさを体験し、自分を表現する力を獲得していきます。

## 7. 資金計画

障害児通所給付費、利用者負担により運営していきます。

## 8. 宣伝活動

風の子クラブの活動の豊さ、子どもたちの楽しむ様子などを知らせる“風の子つうしん”を発行します。風の子クラブが子どもたちだけでなく父母にとっても、信頼出来る安心で大切な居場所として活動している事を伝えていきます。

# 風舎 2019年度活動方針及び事業計画

## 1. 施設の概要

種 別：障害者自立支援事業 多機能型（生活介護・就労継続支援B型）  
所在地：主たる事業所一埼玉県さいたま市中央区桜丘1-1-17  
従たる事業所一埼玉県さいたま市桜区白鍬824-1  
定 員：主たる事業所一就労B型15名 生活介護10名  
（現員 就労B型12名・生活介護13名）  
従たる事業所一生活介護 8名  
（現員 生活介護 8名）  
職員数：主たる事業所一正職員4名、パート6名、アルバイト1名  
従たる事業所一正職員4名、パート2名、アルバイト1名  
看護師1名・嘱託医1名

## 2. 事業の基本方針

障害者の基本的人権を守り、「完全参加と平等」の実現をめざすとともに、地域における社会資源としての役割を積極的に果たし、地域福祉の発展に寄与するものとします。

## 3. 利用者の支援方針

「働く」ことを通した社会参加を目標に利用者一人ひとりにあった働き方を支えます。風舎の活動においては利用者が集団で取り組むことを大切にします。なかまがいるから頑張れる、なかまと一緒だから楽しい、利用者一人ひとりがそんな思いを感じられる実践を目指します。

- ① 利用者・家族のねがいをもとに個別支援計画を作成し、一人ひとりが達成感や充実感を感じられる作業と日中活動を保障します。
- ② 土曜活動や各行事を通して、生活に楽しみや潤いを作ります。利用者主体の自治会を定期的に行うことを保障します。自治会では、利用者が自分たちの働き方、生活のあり方をより自覚的に意識できるように支援します。また利用者が互いの人格や障害を認め合い、支え合える関係を築けるよう働きかけます。
- ③ 利用者を一人の生活者としてとらえ、利用者と一緒にその人らしい生活のあり方を考え、必要な支援を行います。その際必要に応じて関係機関と連携を取るよう努めます。
- ④ 年に1回、健康診断を実施します。日々の利用者の健康状態に注意を払い、加齢や障害・疾病による心身の状況の変化に配慮します。定期的に看護師によるバイタルチェックと嘱託医への健康相談を実施します。
- ⑤ 高齢期にさしかかってきた利用者が複数います。加齢による心身の変化に注意を払いながら高齢期にふさわしい過ごし方を一人ひとりの状況に合わせて検討します。
- ⑥ 作業工賃  
就労継続B型 初任給を130円とします。在籍年数に応じて随時昇給していきます。  
残業時間の時給を162円とします。  
生活介護 初任給を130円とします。在籍年数に応じて随時昇給していきます。  
残業時間の時給を162円とします。
- ⑦ 各作業班の活動目標は以下のとおりです。

### ・軽作業班

班（集団）としての取り組みや作業を通して個々の力を発揮し、相互に高め合い支え合えるような班運営をめざします。具体的には、「個々の目標を立て、全体で振り返り『手応え』『やりがい』を感じられる取り組み」と「なかま同士の横のつながり人間

関係の構築」をサポートします。

・織り販売班

「自由にのびのびと」をテーマに、利用者の思いがよりゆたかに表現できるような働きかけ、環境作りを行います。また、いかに付加価値をつけられるか商品の検討を継続して行います。

販売員としての意識・やりがいを感じられるような支援に努めます。販売に伴うスキルや知識など班全体で学習し共有していきます。

・クリーン班

社会との接点をもちながら作業できるという利点を生かして、一人ひとりが労働実感をもって意欲的・自覚的に取り組めるようにします。また他の利用者と協力して作業に取り組むことを大事にし、集団で働く楽しさを意識できるよう支援をします。

・はたけ班

利用者が身体を使って農作業に取り組むことを大事にします。一人ひとりに合う作業内容を検討し、“はたらいた”と手応えを感じられるよう支援します。また農作物の販売は安定した固定客の確保と各種イベント等への参加を通じて風舎の宣伝を目指します。

#### 4. 実践力の向上

職員は、利用者の置かれている環境・社会情勢を理解し、常に障害者の人権を意識した活動を行うために必要に応じて各分野の研修に参加します。また事業所内においても職員間で実践や情勢の共有と検討を行い、職員同士が育ち合える関係を目指します。

#### 5. 関係機関・団体との連携

- ① きょうされん埼玉支部・さいたま市ブロックとの連携を密にし、障害のある方たちの権利を保障するための運動に参加します。また、他施設との交流を通して実践を学びあいます。
- ② さいたま市障がい者施設連絡会との連携を密にし、関連機関との結びつきを深めます。
- ③ ボランティア・実習生・見学者の受け入れを積極的に行います。
- ④ 社会福祉法人鴻沼福祉会及び鴻沼福祉会後援会との連携を密にし、障害児・者の人権と生活の向上に努めます。
- ⑤ 風舎家族会との連携を密にし、協力・協同を行います。

#### 6. 非常災害対策

非常災害に備え、防災・避難等に関する計画を樹立し、防火管理者をおき定期的に避難・救出・震災対策等必要な訓練を行います。防災マニュアル・緊急連絡網が適切に運用できるようにし、避難グッズの管理を行います。

#### 7. 資金計画

通常経費は、障害者総合支援法における介護給付費、訓練等給付費でまかなうことを基本とします。

#### 8. 日課・週課および年間事業計画等

■日課・週課表

・主たる事業所

時間	月 曜 日 ～ 金 曜 日		土曜日
	就労継続B型・生活介護		合同
9:00 9:30 10:00 10:45 12:00	作業開始（自主通所者） 作業開始（送迎利用者） 朝礼 休憩（15分） 作業 昼食・休憩（60分）		月1回 土曜活動
13:00 14:30 14:45	作業 体操・休憩（15分） 作業	バランスボール・学習・自治会等	
15:20 15:30 16:00 17:00	片付け・清掃 作業報告 退所・送迎・残業開始 残業終了・退所		

・従たる事業所

時間	月 曜 日 ～ 金 曜 日		土曜日
	生活介護		合同
9:30 10:00 12:00 13:00 15:20 16:00	作業開始 朝礼・休憩（20分） 作業 昼食・休憩（60分） 作業 片付け・清掃・作業報告 退所・送迎		月1回（第2） 土曜活動
		バランスボール・学習・自治会等	

■年間事業計画

	支援計画等	行事計画等	研修・会議等
4月		入所式	
5月		ばらまつりマーケット	きょうされん埼玉支部総会
6月	モニタリング 個別支援計画		みんなの風福社会総会
7月			
8月		夏季休暇・暑気払い みんなの広場	
9月		旅行 (二回に分けて)	
10月		避難訓練	きょうされん全国大会



11月			
12月	モニタリング 個別支援計画	みんなの広場 年末年始休暇	
1月		成人・還暦・古希を祝 う会 避難訓練	
2月		健康診断	
3月			実践総括会議
			* 毎月1回 風舎職員会議 常勤会議  * 随時 ケース会議  * 月1回 風舎家族会

## 風のうた 2019年度活動方針及び事業計画（案）

### 1. 施設の概要

名 称：風のうた

種 別：居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・移動支援・生活サポート  
所在地：埼玉県さいたま市中央区本町西 1-5-9-2  
職員数：管理者1名（兼務）サービス提供責任者2名（兼務）従業者5名以上（兼務）  
サービス提供日時：年中無休 午前6時から午後10時まで

## 2. 事業の基本方針

サービスを利用する障害者（児）（以下、「利用者」という。）の基本的人権を尊重し、外出時の必要な介護、生活等に関する相談及び助言を適切に行い、利用者とその家族の社会参加を促します。また、事業運営には関係各法・通知等を遵守した運営に努めます。

## 3. 利用者の支援方針

- ① 障害児・者の基本的人権を守り、利用者の意思を尊重した支援を行います。
- ② 利用者・家族のねがいをもとに個別支援計画を作成し、利用者の社会参加を促します。
- ③ 利用者の生活を丸ごと捉える視点を大切にし、利用者・家族が地域で当たり前の生活を営むために必要な支援を行います。
- ④ 利用者のねがいをもとに活動内容を計画し、仕事や学校への励みになる余暇生活を支援します。

## 4. 職員の研修体制

職員は、障害児・者及びその家族の置かれている環境、社会情勢を理解し、常に障害児・者の人権を意識した活動ができるよう必要に応じて各分野の研修に参加します。研修への参加にあたっては、各職員の経験年数、職責、力量に応じた研修の選択・課題の設定を行います。また、事業所内においても職員が一人で利用者の支援を抱え込むのではなく、職員間で実践の共有、検討を常に行い、支援の質の向上に努めます。

## 5. 関係機関との連携

- ① 利用者の生活や発達に応じた支援が行えるように、家庭や学校、作業所、生活支援センター、医療機関等利用者の関係する各機関と連携を密にします。
- ② 社会福祉法人鴻沼福祉会及び鴻沼福祉会後援会との連携を密にし、障害児・者の人権と生活の向上に努めます。
- ③ きょうされん埼玉支部・さいたま市ブロックとの連携を密にし、協力・協同を行います。

## 6. 資金計画

通常経費は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律における介護給付費及びさいたま市移動支援事業費補助金、上尾市地域生活支援事業補助金、さいたま市生活サポート事業補助金でまかなうことを基本とします。